

身体拘束等の適正化のための指針

きつずサポートえみ

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束とは、利用児の活動の自由を制限する事であり、利用児の尊厳ある生活を阻むものです。

当事業所では、利用児の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育や支援の実施に努めます。

(1) 児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定について

サービス提供にあたっては、当該利用児又は他の利用児などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用児一人ひとりの心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない療育や支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

- ① 切迫性…本人または他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束等の適正化における事業所の基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

当事業所において、やむを得ず身体拘束を行う可能性がある項目について以下の通り定める。

- 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合
- 活動時及び移動時、送迎時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- 飲食、排尿、排便の介助時
- 被服や身の回りの物の着脱時や手洗い、うがい、手先の消毒等日常生活動作の支援時

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

① 委員会による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、施設長、児童発達支援管理責任者、リーダーによって組織する委員会の会議によって十分に検討した上で、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得た上で実施します。

③ 行政への相談・報告

行動制限・身体拘束する場合、状況に応じて区市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得るようにします。
※突発的なケース、頻度が少ないケース、制限や身体拘束の度合いが低い場合は、本人・保護者までの確認とします。

④ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その状況についての経過等必要な事項を記録します。

(4) 利用児・家族への説明

利用児の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、利用契約時に事業所の方針を説明します。事業所は利用児及び家族の生活に対する意向を確認し、療育・支援の方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会（虐待防止委員会内）を設置します。

① 設置目的

- ・事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

③ 身体拘束廃止委員会の構成員

- ・施設長（委員会責任者）
- ・児童発達支援管理責任者
- ・リーダー職員（主任）
- ・その他検討のため第三者及び法人役員

④ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・委員会は1年に1回以上開催します。必要時は随時開催します。
- ・緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合等）は、スタッフより施設長に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。

4. 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

当事業所では職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施（市が実施する研修会等への参加、報告など）

5. 指針の閲覧

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族のみなさんが自由に閲覧できるようにします。

本指針は、令和4年11月1日より施行します